

環境基本法（抜粋）

平成5年法律第91号

公布 平成5年11月19日

施行 同 日

改正 平成12年4月1日

第三章 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関等

第一節 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関

（都道府県の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第43条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。

東京都環境基本条例（抜粋）

東京都条例第92号

公布 平成6年7月20日

施行 同 日

改正 平成12年4月1日

改正 平成12年10月13日

改正 平成15年10月14日

第四章 東京都環境審議会及び東京都環境保全推進委員会

（東京都環境審議会）

第25条 環境基本法（平成5年法律第91号）第43条の規定に基づき、都の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させるため、知事の附属機関として、東京都環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

一 環境基本計画に関すること。

二 法令の規定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5第3項を除く。）によりその権限に属させられた事項

三 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

4 審議会は、知事が任命する42人以内の委員で組織する。

5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

7 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に調査委員を置くことができる。

8 委員、臨時委員及び調査委員は、非常勤とする。

9 第4項から前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都規則（以下「規則」という。）で定める。

東京都環境審議会規則

東京都規則第143号
公布 平成6年7月29日
施行 平成6年8月1日
改正 平成12年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都環境基本条例（平成6年東京都条例第92号。以下「条例」という。）第25条第9項の規定に基づき東京都環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に定める人数の範囲内の委員をもって組織する。

- | | |
|-------------|-----|
| 一 学識経験を有する者 | 21人 |
| 二 東京都議会議員 | 9人 |
| 三 関係行政機関の職員 | 12人 |

2 条例第25条第6項に規定する臨時委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

(調査委員)

第3条 条例第25条第7項に規定する調査委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 審議会は、知事が招集する。

(定足数及び表決数)

第6条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 会長が必要と認めたときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員、臨時委員及び調査委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会は、会長が招集する。

5 部会の議事の定足数及び表決数については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。